

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次ページ

条 例

- 北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例…… (人事課) 1
- 札幌医科大学附属病院使用料条例等の一部を改正する条例
…… (道立病院管理室) 1

条 例

北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の北海道職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

札幌医科大学附属病院使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

札幌医科大学附属病院使用料条例等の一部を改正する条例

(札幌医科大学附属病院使用料条例の一部改正)

第1条 札幌医科大学附属病院使用料条例(昭和25年北海道条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文を次のように改める。

使用料及び手数料の額は、次項及び第3項に定めるものを除き、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)及び特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)による額とする。

第3条第2項中「平成6年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に改め、「(老人医療受給対象者に係るものであるときは、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第253号)による額)」及び「(老人医療受給対象者に係るものであるときは、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準による額)」を削る。

(北海道病院事業条例の一部改正)

第2条 北海道病院事業条例(昭和42年北海道条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文を次のように改める。

使用料及び手数料の額は、次項に定めるものを除き、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)及び特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)による額とする。

第4条第2項中「平成6年厚生省告示第237号。以下「告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号。以下「告示第99号」に改め、「(老人医療受給対象者に係るものであるときは、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第253号。以下「告示第253号」という。)による額)」を削り、同項ただし書中「告示第237号」を「告示第99号」に改め、「(老人医療受給対象者に係るものであるときは、告示第253号による額)」を削る。

(北海道立診療所条例の一部改正)

第3条 北海道立診療所条例(昭和23年北海道条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項本文を次のように改める。

使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）による額とする。

（北海道立精神保健福祉センター条例の一部改正）

第4条 北海道立精神保健福祉センター条例（昭和43年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

精神保健福祉センターの行う業務のうち診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）に費用の定めのあるものを利用する者は、使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法による額とする。

（北海道保健所条例の一部改正）

第5条 北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

（北海道介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部改正）

第6条 北海道介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例（平成11年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

（北海道立児童福祉施設条例の一部改正）

第7条 北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

（北海道立小児総合保健センター条例の一部改正）

第8条 北海道立小児総合保健センター条例（昭和52年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改め、同条第3項中「平成6年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に改める。

（北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例（平成18年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

（北海道立教職員検診センター条例の一部改正）

第10条 北海道立教職員検診センター条例（昭和54年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改め、同条第2項中「平成6年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。